

別表六（九）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の4第1項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合（その法人が同条第8項第3号の通算法人である場合には、同号イの他の通算法人が同項第2号に規定する他の事業年度において同条第1項の規定の適用を受ける場合を含みます。）に記載します。
- 2 「特定税額控除規定の適用可否」は、その事業年度（通算子法人である措置法第42条の4第8項第3号の通算法人にあつては、その事業年度終了の日に終了するその通算法人に係る通算親法人の事業年度）が令和6年4月1日以後に開始する事業年度に該当する場合又はその法人が次に掲げる法人のいずれに該当するかの区分に応じそれぞれ次に定める場合に「可」と記載します。
 - (1) (2)に掲げる法人以外の法人
別表六(七)「3」、「7」、「8」、「12」若しくは「15」の要件のいずれかに該当する場合又は措置法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者（同項第8号に規定する適用除外事業者又は同項第8号の2に規定する通算適用除外事業者に該当するものを除きます。）若しくは同項第9号に規定する農業協同組合等に該当する場合
 - (2) 措置法第42条の4第8項第3号の通算法人
別表六(八)「4」、「8」若しくは「13」の要件のいずれかに該当する場合又は次に掲げる法人に該当する場合
イ 措置法第42条の4第4項に規定する中小企業者
ロ 措置法第42条の4第4項に規定する農業協同組合等
ハ 通算子法人に係る通算親法人がロに掲げる法人である場合のその通算子法人
- 3 「試験研究費割合の計算」の各欄は、その事業年度（通算子法人である措置法第42条の4第8項第3号の通算法人にあつては、その事業年度終了の日に終了するその通算法人に係る通算親法人の事業年度）が平成31年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度に該当する場合にのみ記載します。
- 4 「税額控除割合14」は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度にあつては「0.1又は」を消し、同年4月1日以後に開始する各事業年度にあつては「又は0.14」を消します。
- 5 「当期税額基準額19」の記載に当たっては、措置法第42条の4第3項第1号イからハまでに掲げる要件を満たす事業年度にあつては、「0.25+(17)+(18)」とあるのは、「0.4+(17)」として計算します。
- 6 「当期税額控除可能額20」は、その法人が措置法第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には「(15)と(19)のうち少ない金額)又は」を消し、その他の場合には「又は(別表六(九)付表「25」、「28」又は「30」)」を消します。